

令和2年9月11日

協会規則の見直し対象について

今回の協会規則の見直しの対象とする規則は以下の通り。

今回の意見募集は、投資信託の運営をより環境に則したものとする観点からの見直しを行うためのものであることから、協会の運営等に関する規則については対象から除外している。

また、下記の規則に関連するガイドライン等についても対象とする。

【対象となる規則等】

- ・ 投資信託等の運用に関する規則
- ・ 投資信託等の運用に関する規則に関する細則
- ・ 投資信託等の運用に関する委員会決議
- ・ MMF等の運営に関する規則
- ・ MMF等の運営に関する規則に関する細則
- ・ MMF等の運営に関する委員会決議
- ・ 投資信託に関する会計規則
- ・ 投資信託に関する会計規則に関する細則
- ・ 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則
- ・ 投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則
- ・ 投資信託財産の評価及び計理等に関する委員会決議
- ・ 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則
- ・ 不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則に関する細則
- ・ インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則
- ・ インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則に関する細則
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則
- ・ 受益証券等の直接募集等に関する規則に関する細則
- ・ 受益証券等の直接募集等に係る顧客分別金信託に関する細則
- ・ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則
- ・ 店頭デリバティブ取引に類する複雑な投資信託に関する規則に関する細則
- ・ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則
- ・ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則
- ・ 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する委員会決議
- ・ 不動産投資信託等に係る運用報告書等に関する委員会決議
- ・ インフラ投資信託等に係る運用報告書等に関する委員会決議
- ・ 交付目論見書の作成に関する規則

- ・ 交付目論見書の作成に関する規則に関する細則
- ・ 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
- ・ 正会員の業務運営等に関する規則
- ・ 正会員の業務運営等に関する規則に関する細則
- ・ 正会員の業務運営等に関する委員会決議
- ・ 役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則
- ・ 役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則に関する細則